

令和3年度第8回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和4年2月18日（金）午後1時30分から
場 所	静岡県庁別館8第1会議室A、B
出席者 職・氏名	○委員（敬称略、五十音順）12名 秋山信彦※、岡田令子※、岡村 聖※、小泉 透※、 斎藤貴江子、立蔵洋介※、中村雅子※、坂東英代、東 恵子、 森下祐一（副会長）※、横田久里子※、吉崎真司（会長） ※web 参加 ○事業者等 国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 （株）建設環境研究所 ○事務局（県側出席者） くらし・環境部、環境局長、生活環境課長他
会議内容	・「浜松湖西豊橋道路に係る計画段階環境配慮書」についての審議 ・答申の調製
配布資料	令和3年度第8回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・事業者等・事務局）座席表 【資料1】環境影響評価手続きについて 【資料2】浜松湖西豊橋道路 事業概要等について 【資料3】審査会委員の意見等に対する事業者の見解 【資料4】庁内連絡会議委員の意見等に対する事業者の見解 【資料5】答申案 【資料6】答申案調製表（審査会委員意見、町内関係課意見） 補足資料 審査会委員の意見等に対する別添資料 関連図書等 ・浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書 ・環境影響評価方法・施行令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針 ・道路事業アセス省令 ・道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（配慮書段階手法抜粋）

I 開会

（事務局） それでは定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第8回環境影響評価審査会を開催いたします。

開会に先立ちまして静岡県くらし環境部環境局長から御挨拶申し上げます。

（環境局長） 環境局長でございます。本日は委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただき、またウェブにて御参加いただき誠にありがとうございます。

今日、次第にもありますとおり、本日8回目ということで、今年度8回、数多く開催をさせていただいております。皆様から事前に資料等を御確認いただいたうえで、会議に御参加いただいたことを重ねてお礼を申し上げます。一応、今年度、今回が最後の会議になる予定でございます。

さて本日の審査会でございますけれども、昨年12月24日付けで送付されました浜松湖西豊橋道路に係る配慮書について御審議をいただきます。本事業につきましては、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションから豊橋市の三河港を結ぶ一般国道事業でございます。県内におきましては、浜松市の北区から湖西市内を通過する計画でございます。

当審査会の委員の皆様あるいは庁内の関係課からも事前に周辺住民の生活環境とか自然環境、こういったものへの影響に関する様々な御意見をいただいているところでございます。

本日の流れでございますけど、最初に事務局から説明、そのあと事業者でございます国土交通省の浜松河川国道事務所様から御説明をいただいた後に、答申案を合わせて御審議いただくこととしております。委員の皆様におかれましては、各専門分野の見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の会議も長時間の審議となりますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局） 続きまして、本日の会議の出席状況を確認させていただきます。お手元の資料の次第の次の頁の委員表を御覧ください。本日はウェブも含め11名の委員の御出席をいただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。なお秋山委員は都合により15時を目途にウェブにて出席となっております。

II 審議

（事務局） それでは次第 2 審議に移ります。本日は浜松湖西豊橋道路に係る計画段階環境配慮書について御審議いただきます。議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の吉崎会長にお願いいたします。それでは会長よりお願いいたします。

（会長） それでは、本日は、浜松湖西豊橋道路の配慮書についての審査会になりますのでどうぞよろしくお願いいたします。まずはじめに、事務局から、環境影響評価の手続きについての説明をお願いいたします。

（事務局） それでは事務局から御説明いたします。座って失礼いたします。

それでは資料 1 に基づきまして環境影響評価の概要と今回提出された配慮書の手続きの概要について御説明させていただきます。

下段のスライドでございますが、まず環境影響評価について、環境影響評価とは目的に記載されておりますとおり、自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、あらかじめ事業者自らが環境影響調査をもとに、事業影響による予測評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴いたうえで、環境に配慮した事業計画を作り、実施していくことになります。

環境影響評価は法と条例で規定されており、本日、御審議いただきます浜松湖西豊橋道路は、環境影響評価法の第 1 種事業に該当し、アセスが必須な事業となっております。

次の頁、上段スライドを御覧ください。本事業に関する環境影響評価手順フローでございます。本事業は今回、御審議いただきます配慮書から始まり、方法書、準備書、評価書と続いてまいります。配慮書は事業位置や配置等の複数案を検討、提示した図書となっております。

事業者は配慮書で延べられた意見を勘案してルート等の検討を進めることになってまいります。そして次の方法書では、環境に影響を及ぼすおそれのある項目が選定され、その項目についての調査・予測及び評価の手法などが示されることになります。

次に配慮書手続きの流れについてフロー図を示しております。現在本県においては、事業者から県及び関係者である浜松市と湖西市に対して意見が求められております。このあと事業者はそれぞれの意見を踏まえまして、事業計画等へ反映してまいります。

次の頁以降は配慮書に関する御説明となります。配慮書の目的としまして、複数案の環境影響の比較検討により、早期段階での柔軟な計画変更を可能とし環境影響の一層の回避・低減に繋げることでございます。

目的と重複いたしますが、ポイントは4つございまして、1つ目が複数案の設定、2つ目が原則、その資料を用いた簡易な調査予測及び評価を実施する、3つ目が計画の早期段階において、知事、市町長、住民、地域の意見の調整をすること、4つ目が重大な環境影響を確認し、回避・低減を検討することでございます。

下段のスライドでございますが、本日、御審議いただくポイントを御説明いたします。

計画の早期段階において、回避・低減できないような重大な環境影響の存在や、そのほかの配慮すべき環境影響等について御審議をいただきたくお願いいたします。方法書や準備書と異なり、配慮書は事業計画検討の早期の段階のものでございまして、また文献などの既存資料による簡易な調査しか行われておりませんことから、今後検討する事項が多く、具体的な議論が難しいところではありますが、アセス委員の皆様からは、事業の実施やルート選定にあたって、あらかじめ配慮すべきと考えられる事項について環境保全の見地から忌憚のない御意見をお願いいたします。

なお道路事業の環境アセスにおいては、お手元に配布しております道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令、いわゆる道路事業アセス省令に定める事項に基づき実施されることになります。

次の頁以降は方法書に関する説明でございます。配慮書手続きにおいて収集した文献資料や必要において実施した現地調査の結果が活用され、配慮書の手続き結果を踏まえた環境影響項目が選定されます。また早期段階における環境保全措置が検討されることとなります。方法書についての資料も添付しましたので御参考になさってください。

以上で説明を終わります。

(会長) はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質問何か、また確認事項があれば、委員の皆様、御発言のほう、よろしく願いいたします。

<発言なし>

特に御発言ないでしょうか。特にないようでしたら、今の御説明についての質疑応答はここまでとさせていただきます。

本日、審議する事業については、お手元の資料のとおり、事前に各委員から配慮書の内容についての御意見を文書で提出いただき、その御意見に対する事業者の見解等を用意いただいております。また県庁内の関係各課からの意見に対しても、事業者の見解が示されております。

それから配慮書の内容等について、事業者から御説明いただくのはこの場が初めてとなりますので、本日は審議にあたり、まずは事業者から、事業の概要や各委員からの御意見等に対する見解等について補足説明をいただいたうえで具体的な審議を行いたいというふうに考えております。

それではまず、事業者様から、事業概要の配慮書についての説明をお願いいたします。約20分ほど確保しておりますので、簡潔に要点を踏まえてよろしくお願いいたします。

(事業者)

皆様お疲れ様です。国土交通省浜松河川国道事務所副所長でございます。本日、私から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

お手元にごございます資料2を用いて、お話しをさせていただきたいと思いますので、御準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

浜松湖西豊橋道路の計画段階環境配慮書、要約書について御説明をさせていただきます。

まず第一種事業を実施しようとするものの氏名でございます。事業予定者の名称としまして国土交通省中部地方整備局でございます。代表者として、整備局長 堀田治でございます。

本事業の目的及び内容について御説明します。事業の名称は浜松湖西豊橋道路でございます。

事業の目的、少し読み上げますが、御了承ください。

浜松湖西豊橋道路は静岡県浜松市北区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約30kmの道路でございます。東名の三ヶ日ジャンクションと三河港の区域を相互に連絡しますとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車及び名豊道路と合わせて広域道路ネットワークを形成するものでございます。本事業は三遠地域、浜松市、湖西市、豊橋市、豊川市、田原市内の交通、交流を促進す

るとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化などに寄与することを目的としております。

上記を踏まえ、4つの政策目標を設定しております。1つ目、速達性、定時性の向上による物流支援、2つ目、災害時の信頼性向上による円滑な救援活動及び支援物資輸送、3つ目、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進、4つ目、生活交通の安全な走行環境、として設定しております。

事業実施の想定区域の位置でございます。これは繰り返しになりますが、基準点、浜松市、終点部が愛知県の豊橋市になります。事業の規模、延長約30km、車線につきましては4車線または4車線以上と考えております。

続きまして位置等に関する複数案の設定についての考え方でございます。位置等に関する複数案としましては、求められる政策目標、この事業目的を達成するために経済面、社会面、地形、地質条件、自然環境、生活環境などを踏まえて1頁に示します3案を選定しております。次の頁御覧いただければと思います

先ほどの4つの政策目標を達成するためのルートとして3案をお示しします。

まず案1でございます。赤のルートにつきましては、豊橋市街地と二川市街地の中間を通過する西側ルートでございます。

2つ目、案2でございます。緑のルートにつきましては、新所原市街地の東側を通過する東側ルートでございます。

3つ目、案3、青のルートにつきましては、新所原市街地の東側を通過し、一部国道23号を拡幅する国道23号拡幅ルートでございます。

以上、3つでございます。

続きまして3頁目になります。事業実施想定区域及びその周囲の概況でございます。まず自然的状況について御説明します。

大気質、騒音の状況としまして、まず大気質でございます。静岡県では一般環境大気測定局が2地点ございます。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び微粒子状物質はすべての地点で環境基準を達成しています。一方で光化学オキシダントは、すべての地点で環境基準を超過しています。

騒音でございます。一般環境騒音の測定は1地点で行われており、昼の環境基準を達成しています。道路交通騒音の測定は2地点で行われており、すべての地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。またすべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を昼夜ともに達成しています。

次に地形及び地質の状況でございます。浜名湖、石灰岩、化石産地、チョコレート褐色土等がございます。

続きまして、動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況でございます。動物でございます。動物の重要な種として、キクガシラコウモリ、オシドリ、アズマヒキガエル、ニホンイシガメ、ニホンウナギ、ベッコウトンボ、カネコトタテグモ、マルタニシ、トウカイヤマトガイ等の 56 目 172 科 451 種が生息するとされています。

植物でございます。植物の重要な種として、マツバラン、イワタカンアオイ、キンセイラン等の 128 科 650 種が生息するとされています。その他重要な植生群としまして、静岡県で 3 群落、天然記念物が静岡県で 3 件、確認されています。

生態系でございます。陸域には樹林地、人工林、草地、人口草地、果樹園、畑地、水田等、陸水域には、樹林地、人工林、草地、人口草地、開放水域、自然裸地等を生息・生育基盤とする生態系が成立しています。また自然公園法の規定により指定された県立自然公園として浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園等がございます。このほか鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区が 10 ヶ所、環境省が定める重要湿地として浜名湖、浜名湖周辺湧水湿地群、遠州灘海岸などが、重要里地里山として石巻山周辺、黄柳野新谷がございます。

景観及び人と自然とのふれあいの活動の状況でございます。景観でございます。主要な眺望点として奥浜名湖展望公園、道の駅汐見坂等がございます。また景観資源として浜名湖があります

社会的状況でございます。学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況でございます。静岡県では湖西市に人口集中 DID 地区があります。両県において多くの学校・病院がございます。

続きまして 4 頁目でございます。

計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたものでございます。

計画段階配慮事項の選定についてです。本資料の 8 頁、図面が付いているのですけれども、こちらも少し見ながら耳を傾けていただければと思います。

事業により重大な影響を受けるおそれのある環境要素について検討しております。計画段階配慮事項としても、表中のそれぞれの選定理由によりまして道路の存在にかかる項目として、地形及び地質、動物、植物、生態系及び景観を、自動車の走行にかかる項目として大気質、騒音を設定しております。選定した計画段階配慮事項につきまして、道路環境影響評価の技術手法に基づく調査、予測及び評価の手法を整備しております。いずれの配慮事項につきましても、

配慮すべき対象の位置等を既存資料により調査し、複数毎の位置関係を把握した後、回避又は通過、分断の状況を整理、比較する手法になります。

続きまして5頁目でございます。

大気質、騒音についての予測評価の結果でございます。学校、病院等の施設、人口集中地区を一部、通過するものの、概ね回避する案1、案2。学校、病院等の施設を一部通過するものの概ね回避する3案が、学校、病院等の施設等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測しております。いずれの案にしましても、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避、低減する検討が可能です。また各案の影響の程度は、学校や病院の施設概ね回避することに加え、人口集中地区を回避する案3が、案1、案2と比べて小さいと評価します。

次に地形及び地質についての予測、評価の結果でございます。いずれの案も重要な地形・地質を通過するため、重要な地形及び地質に影響を与える可能性があると予測し、各案の影響の程度は、同程度と評価します。いずれの案にしましても、今後の検討で具体的に、影響を回避、低減することが可能です。

動物についてです。案1は重要な種の生息地を一部、通過しますが、案2、案3は重要な種の生息地を回避します。このため案1については重要な種の生息地に影響を与える可能性は比較的小さいと予測しております。案2、案3につきましては、影響を与える可能性は小さいと予測します。案1については今後の具体的なルートの位置や道路構造の決定する段階において、できる限り影響を回避、低減することが検討が可能です。また各案の影響の程度は、重要な種の生息地を最も回避する案2、案3が案1と比べて小さいと評価します。

続きまして6頁目でございます。植物についてです。天然記念物及び巨樹と巨木林を一部通過するものの、概ね回避する案1、巨樹・巨木林を一部通過するものの概ね回避する案2、案3が巨樹、巨木林等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。

生態系についてです。いずれの案も生態系の保全上、重要で、まとまって存在する自然環境である自然公園及び鳥獣保護区等を通過するため、これらの自然環境に影響を与える可能性があると予測し、各案の影響の程度は同程度と評価します。

景観についてです。景観資源、主要な眺望点を一部を通過するものの、概ね回避する案1は、景観に影響を与える可能性が比較的小さいと予測します。他方、景観資源及び主要な眺望点を回避する案2、案3は、景観に影響を与える可能性が小さいと予測します。案1につきましては今後の具体的なルートの位

置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避する低減が検討が可能です。

最後 7 頁目、調査、予測、評価の結果のまとめでございます。

今後の具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階においてできる限り集落、市街地、重要な地形及び地質、動物や植物の重要な種、景観の保全上重要な箇所などへの影響を回避したルートや構造などを検討してまいります。特に静岡県と愛知県境の位置し、大部分が浜名湖県立自然公園及び石巻山、多米県立自然公園に含まれる弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力、回避を図ります。なお各検討対象の回避が困難または必ずしも十分に影響が低減がされないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討してまいります。

事業者側からとしましては以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。それでは質疑応答に移りますけれども、まず質問や確認等ございましたら、御発言のほう、よろしくお願いいたします。ウェブ参加の先生方、挙手、手を上げるサインを出していただければこちらからわかりますのでよろしくお願いいたします。

何かございませんでしょうか。はい、委員からお願いします。

(委員) 案 3 の一部、国道 23 号の拡幅するルートについてちょっとお聞きしたいと思います。国道 23 号の様子がよくわからないですけれども、それは一般の国道であって、信号がいくつかあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(事業者) 御質問ありがとうございます。23 号拡幅ルートにつきまして、23 号の、検討されている案の道路の状況ということでよろしかったでしょうか。一般国道 23 号になります。この道路は自動車専用道路ではございませんが、アクセスコントロール、いわゆる信号のない構造の道路でございます。

(委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長) はい、ほかにございますか。私からいくつか確認させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。すごく基本的なことになるかもしれないんですが、もし私の理解が間違っていたら教えてください。

この静岡県の環境影響審査会なんですけれども、先ほどのメンバーを見ていただければわかるように、それぞれの専門家が委員として参画をさせていただいております。ただし全員がこの場所を知っているわけではありません、常に。我々が扱う場所、いろいろ県内多岐にわたっておりまして、知らないところも多いんですね。その際、我々がまず何を頼りに考えるかと言いますと、地形図、地質図、土壤図、植生図そういった一番、基本的なことをまず把握したうえで、この道路が、どこをどういうふうに通ってくるのだろうかということをまずは確認をしたうえで、いろんなすべての資料に目を通すというのが、おそらくすべての委員の方が同じプロセスかと思えます。

それを考えた時に、今回いただいたこの計画段階配慮書を見る限り、それが全く分からないのです。例えば地形図、地形という地図は載っていますが、その地図の中の地形というものが読み取れないのです。この配慮書からは。ですので、そういうことへのまず配慮というものを今後、是非お願いしたいと思えます。

それから2番目なんですけれども、私が県から資料、これをいただいた時に、最初に確認をさせていただいたことは、後ろのほうに住民へのヒアリングの結果が載っていますが、住民へのヒアリングを得るための、資料はどれが提示されたんでしょうか、という話を差し上げたら、この配慮書が住民への意見を問うための資料になっていると。つまりそのあとCDで詳しい資料をいただいたんですけど、そのCDでいただいた詳しい資料は住民には開示されていないという理解でよろしいんでしょうか。それからこの審査会に対して、事業主さんが提示、提出された資料というのはどれを事業主さんとして審査会に出すための資料として提示され提出されたのか教えていただきたいです。まず、そこをどうしても最初に確認をさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

（事業者） 御質問ありがとうございます。審査会への資料としてこの配慮書が非常にわかりにくいという御指摘だったかと思えます。すみません、我々国交省の事業、全国で、配慮書の事業、10近くやっております。その前例というかそれを下敷きにしながら、ちょっと資料を作ってきているものですから、整備局並びに国交省とも調整しながら作ってきてこの形になっています。非常に地形が読み取りにくいとかなかなかこの場所の状況が分からない中で、審議が非常に苦しい、難しいのではないかということをお指摘いただいているかと思えます。本日いただきました御意見、真摯に受け止めてですね、今後の資料の

作成等々につきましては、いろいろ配慮させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（会長） 是非、よろしくお願いいたします。

（事業者） 2点目としまして質問をいただいたのが、住民へのヒアリングの資料という形で、提示したのがこの青い冊子かというお話しかと思います。実は計画段階評価の最中に、実際に今日、少しお示ししていますルート案だとか、そういったものをお示ししながら、御意見を頂戴しておりまして、全くこの配慮書の資料というものではございません。整備の効果だとか、ここにかかる配慮すべき事項だとか、というものをお示ししながら、御意見を頂戴しているというふうで、ちょっとこの資料とは少し異なりますので、必要であれば、皆様に計画段階評価のアンケートを行った時の資料等々は個別に、事務局を通じてでもお送りをさせていただければと思います。

（会長） 私が直感的に感じたのはこの配慮書の最初の10頁、11頁あたりに記載されている道路を通す利便性とか産業とか、そういうことに対するヒアリングのまとめである内容と、後ろのほうの住民ヒアリングの結果のまとめ方のレベルの違いが非常に大きいというふうに感じたんですね。つまり道路を通すために必要なヒアリングはすごく詳しいんですけども、住民からの意見は何百通も出ているのに、ほとんど具体的な記述がなくて、まとまっているのを見ると、観光地だから景観に配慮してほしいとか、自然環境に配慮してほしいとか、別に今回の浜松湖西豊橋道路ではなくても、一般に住んでいる人から出そうな質問がまとめられているだけで、この地域の特徴ある質問やそういったものももしかしたらあったはずなのかもしれないと思うんですけども、そういったものがこの住民からの意見の反映の中にほとんど反映されていない、そういうふうに感じまして、もうちょっと詳しい表現というのがこの配慮書の中にあっているのではないかという、それがないと我々は何を審査会の中で議論させていただけばいいのかちょっとわからないというのが正直なところでして、今後もし詳細なデータと言いますか、資料をお示しいただけるならば、ぜひその辺を考慮いただきたいです。

（事業者） わかりました。

（会長） よろしくお願いいたします。それから3点目なんですけれども、今回の浜松湖西豊橋道路というのは、静岡県と愛知県にまたがっている道路かと理

解しておりまして、環境アセス法ができる当初の議論で、全体として影響の大きい事業であれば一体とみなしてアセスをやるべきではないかという議論がずっとあったわけですが、新東名とかの長い道路については、区割りをしながら今までやってこられたと思うんですが、今回のこの道路は、行政が2つにまたがる中で1本として、このアセス手続が進んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

（事業者） 事業者側としましてはそうように考えております。

（会長） ああ、そうですか。わかりました。では、静岡県環境アセス審査会でも愛知県のほうも含めて、いろいろ御意見を出させていただくという位置付けで、我々としてはいけばよろしいですか。

（事業者） よろしいです。

（会長） わかりました。ほかに委員の皆様から何か質問等ございますでしょうか。

<発言なし>

（会長） よろしいですか。ないようでしたら、ここまでにさせていただいて、続きまして、寄せられた意見とそれに対する事業者様の見解についての御説明のほうをよろしくお願いいたします。

（事業者） それでは事業者側から御説明します。かなり多くの御質問を頂戴しておりますので、各委員、こちらの勝手ですが、少し抜粋させていただきながら御説明をさせていただきたいと思います。

資料にございます、資料の3を御覧いただければと思います。

まず今泉委員から御指摘いただいている水質の御意見、水環境が選定されていせんがトンネルの掘削による河川の流量や水質の変化、工事に伴う濁水の発生等は考えられないでしょうかという御質問を頂戴しております。

これにつきましては事業者の見解としてお示しをさせていただいていますが、今後のアセスの手続きの中で必要に応じて水環境の調査、予測、評価は行ってまいります。その結果に応じて環境保全措置も検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、秋山委員からいただいております6番ないし7番について御説明をさせていただければと思います。御意見につきましては、道路の存在による動物の項目で、案1で特定できた動物の重要な種の生息地を一部通過するものの…とありますが、具体的にどの動物で生息地の一部はどこを指すのかというようなお話、あと同様の部分で、案1、案3、共通項目として、案2と案3が案1より影響の程度が小さいと評価した理由をお示しく下さいと、ございます。

これにつきましては、資料が、資料3のうしろに別添資料という資料が付いているかと思えます。これによりお示ししたものが、動物の項目で案1と言うのが赤い囲われたところでございます。ここにギフチョウだとかハッチョウトンボ、ヨツボシトンボ等々、これはあくまでも、我々が調べたもの、既存の文献等々で調べたものでございます。

ですので、今後は当然、現地調査を行います。その結果を含めて環境影響評価を行ってまいります。また案1と比べて案2、案3のほうが影響が小さいんではないかということについては、まずはこの資料をもってお示ししたものでございますので、御理解いただければと思います。

続きまして、森下委員から頂きました11番について御説明をさせていただきます。

「レッドデータ土壌」との表題の文献が引用されており「チョコレート褐色土の属する暗赤色土壌群の成因についてはその保存は学術上極めて重要である」と記載されています。土壌汚染対策とは異なる観点から、保全を目的としたものであると考えられますが、どのような配慮をするつもりなのか、考え方を方法書に記載してくださいと、ございました。

事業者側としましては、今後もアセスの手続きの中で必要に応じて重要な地形及び地質の調査、予測及び評価を行ってまいります。その結果に応じて、環境保全措置も検討してまいります。これらについては今後のアセスの手続きの中でお示しをさせていただきますと、こう回答させていただきます。

続きまして、斎藤委員から頂きました16番について、お話をさせていただきたいと思えます。水環境の状況として、水源や湧水等は既存の資料だけではなく詳細に調べて方法書以降に反映させていただきたいと思えますという御意見を頂戴いたしました。

水源や湧水等については、当然ながら今後の方法書以降の手続きにおいて、必要に応じて、適切に調査、予測、評価を行ってまいります。

坂東委員からいただいた 18 番についてお話させていただきます。御意見として、候補のいずれのルートに決まっても浜名湖県立自然公園やいくつもの鳥獣保護区を通過することになります。左記を通らないルートが望ましいですが、この段階での再検討は難しいと思われますので、動物の生息への影響があると予測されます。動物の移動を妨げない、移動場所等の確保に配慮して計画を進めてください。河川、湿地や湖沼、及びその近辺を通過する場合は水の流れの分断や遮断で動物の生息が脅かされないように設計してくださいと、ございます。

具体的なルートにつきましては、まだ未定でございます。動物の移動場所の確保、水の流れの分断で、動物の生息が脅かされることのないように極力、環境に配慮するし、検討してまいります。

続きまして、岡田委員から頂きました 25 番 4 頁目になります。ルート帯は自然公園、鳥獣保護区、重要湿地を通過するため、今後計画を進める中で十分な調査を行って対応してください、工事による影響も懸念されますので、十分考慮してくださいとございます。

これは本当に我々も、しっかりと今後の方法書以降の手続きにおいて、しっかりと対応してまいります。

続きまして 26 番、横田委員から頂きました御意見でございます。路面排水中には高濃度の亜鉛が含有していることが多数報告されています。発生源は自動車タイヤ摩耗による粉塵、アスファルト粉塵やガードレール、道路標識柱などの建造物の腐食が原因とされ、降雨に伴い流出します。高濃度の亜鉛は水生生物への影響が懸念されている物質です。またこの地域は温暖な気候とのことです。冬季は最低気温は氷点下であり、凍結防止剤等が散布される場合どのように排水されるのでしょうか。河川の上流域に位置し、生態系や水源等複合的な影響が懸念されるためどのような排水対策を行うのか示してくださいというのがございました。

路面排水の処理については現時点では未定ではございます。事業計画を進める中で、そのような環境影響というのが見られる場合には必要に応じて、これは路面清掃だとか、そういう排水処理も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、吉崎会長からいただきましたのは、先ほどの御質問ということによろしいですか。

続きまして東委員から 31 番でございます。愛知県静岡県の 2 県にまたがるこのたびの道路事業における環境影響評価の道路建設を行う上での整合性について。まず①番でございます。配慮書につきましては、両県には同じものを送付して整合を図ってまいります。

②番、3 ルート各コースの設置理由、そのコンセプトについて、ということでございます。これは先ほど既存、文献資料、別添資料ですね、4 頁を御覧いただければと思います。各ルート帯のですね、設置理由、コンセプトについて、我々としては、この重要視すべき事項、配慮すべき事項、ということに意識を置きながら、お示ししています案 1 のルート、西側ルートでございますけれども、ここにも書いてございますように、基本、案 1、案 3、すべてですね、80km で走行できる自動車専用道路を想定しております。まず案 1 西側ルートにつきましては、三河港と三ヶ日ジャンクションを最も短距離で接続するルートでございます。また市街地の間を通過し、生活環境への影響は抑制してまいります。案 2、東側ルートでございます。こちらは市街地を回避しながら速達性を概ね確保する、構造物を極力回避するような形で設定しております。案 3 の国道 23 号ルートでございます。こちらにつきましては国道 23 号、現在 4 車線で計画しておりますけれども、これをさらなる 6 車線、8 車線に改良した一般道路として整備をするものです。23 号を活用することで、新設区間の延長を抑制する内容となっております。

一応、コンセプトという形で、こういうような形で考えております。このあと、③番で頂戴しますこの後の道路建設計画はありますかという御質問でございます。御指摘の道路が、浜松湖西豊橋道路でありましたら、これはアセス後に当該道路の事業者が、事業を進めるわけではございますが、その他のアクセス道路とかはですね、これに接続する道路については、当方ではその計画はまだ分りかねるところでございます。

ざっとでございますが、以上でございます。

（会長） はい、ありがとうございました。県庁各課からの意見はどうでしょうか。やっていた方がいいですかね。一緒に準備されていますか。

（事業者） 県庁の方からいただいた資料ですが、時間も押していますので、我々たくさん御意見を頂戴しております。事業者の見解としては、今後の事業を進める中でとか、今後の方法書の以後の手続きの中で、というような形で、お答えをしております。

一点だけ、生活環境課様から頂いている 13 番についてだけお話しします。トンネル等に、工事に当たり、発生する土砂等について、発生量や対策土の発生見込み、またその処理方法について、今後のアセスで、手続きにおいて示されたいという御意見を頂戴しましたので、トンネルの掘削土については、建設副産物でございます。多方面で活用を基本的には想定しております。アセスの中で廃棄物及び建設発生土に関する調査予測は行ってまいります。必要に応じて環境保全措置も検討してまいります。基本的には再利用というのを基本に考えているところでございます。

後につきましては、すみません、御覧になっていただきたいと思います。

（会長） 時間の関係もありますので、質疑応答に進めさせていただきます。では今の事業者様からの見解等につきまして、委員の皆さんから御意見や確認、質問があれば、よろしくお願いいたします。では委員からお願いいたします。

（委員） 2 点あります。1 点目が意見で出させていただいた 21 番のところなんですけれども、3 頁目です。お答えに作業道や作業ヤードの付帯工事についてもできるだけ配慮して環境影響評価を行いますとありますけれども、これは方法書以降で、環境影響評価の項目に入ってくるという理解でよろしいでしょうか。それが 1 点です。

それから配慮書の 21 頁に自然的状況の把握に用いた文献資料がありますが、これ、文献ではないのですが、IBA とか、マリーン IBA、それから KBA という国際基準のリストというか、ありますけれども、それについて触れられていないので、方法書以降で遠州灘とか、浜名湖とか、どれも指定されていますので、それを文献資料の中に入れていただきたいと思いますというお願いです。以上です。

（会長） はい、ありがとうございます。

（事業者） 御質問ありがとうございます。まずナンバー 21 番から頂きました作業道、作業ヤード等の設置計画についても、方法書以降にちゃんと入ってくるのかというお話だと思います。これは方法書以降で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 点目、IBA、マリン IBA 等々が入っていないかというようなお話で、これは、我々、国交省の中では入れる考えにはなっておりませんでしたが、今御意見を頂戴しましたので、それらも含めて対応していきたいと考えております。

（会長） はい、ありがとうございます。委員、よろしいですか。

（委員） 同じことの確認ですが、環境影響評価の項目に入るという理解でよろしいんですね。先ほどの 21 番ですけど。できる限り配慮して行いますっておっしゃっているんだけど、それは項目として、立ち上がってくるという理解でよろしいですか。資料の、建設省令第 15 号の第 21 条関係という資料の中に、項目として上がっていますよね。そういう形で、今後、評価の項目にここの部分が入ってくるという理解でよろしいですか。

<沈黙 45 秒>

（事業者） すみません、ここに、最初から言っているとおり入ってまいります。項目として。

（委員） はい、ありがとうございます。お願いします。さっきの 3 つの国際基準について KBM もありますので、よろしくお願いします。

（会長） はい、ありがとうございました。合わせて、先ほど今泉委員から出ている水、水質の変化と工事に伴う濁水の発生、これも選定項目には入ってくるという理解でよろしいのか、それとも場合によって…ここはどういうふうに理解すればよろしいですか。必要に応じて、水環境の調査、評価を行うということとは、選定項目には入ってくるという理解でよろしいですか。

（事業者） 水質調査等々の項目は上がってまいります。

（会長） ああ、そうですか。水質が、どこかに○が付く。工事の実施とかいうところで、水質の水の濁りか水の汚れのところのどこかに○がつくというふうに考えてよろしいでしょうか。今は休憩所の共用だけ、水質が項目として上がっている。

（事業者） ちょっと古いのかもしれないですけど、工事の実施の段階で、工事の施工ヤードの設置とか、そういったようなところで入ってまいります。

（会長） はい、ありがとうございます。ほかに委員の皆さんから。

（委員） 先ほど、私への回答、一番、最初に話がありましたように、やはり地形図がほしいと思います。特にこのたびのこの3ルートを見ますと、国道23号拡幅ルート、2案、1案にいたしましても、県境の静岡県側に入りますと静岡県の自然公園地域、風致、鳥獣保護区です。大変重要な地形、地質に関するエリアに新規ルートが入ると図面からは確認されるのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。ということは、極めて特殊な環境保全を目的とした地域にルートを通すということの環境影響評価を行っていただくという認識でよろしいですね。

（事業者） お示しさせていただきましたとおり、鳥獣保護区等々のルートに入っているということは間違いございません。

（委員） そして自然公園地域をはじめ、様々な指定がされている区域を通する。その区域に及ぼす影響についての、環境影響評価を行うという認識を持っているんですが、よろしいですね。

（事業者） はい、よろしいです。はい、結構です。

（委員） それから国道23号拡幅ルートは、豊橋のインターから新たに拡幅しながら今のルートに、私が申し上げたルートに入ってくるという認識で、あと1案、2案は、新規ルートを設定するというようなことでよろしいでしょうか。

（事業者） その通りでございます。

（委員） ありがとうございます。私がなぜコンセプトと申しましたかと言いますと、ルート選定の際には、地域の皆様の意見を聴きながら道路のルートを選定していくことが多々あることは存じ上げております。愛知県側は、この3ルート設定には、かなり幅があります、しかし、静岡県に入ってくところは皆同じルートになっているんですが、静岡県側のルート選定がわかりにくかったので、コンセプトを御質問させていただきました。

環境影響評価は、愛知県側と静岡県側と整合性をとってくださるということでそれは喜ばしいことなんですけれども、この3ルートの設定理由を例えば、伊豆縦貫におきましても、ルート選定の目的、そのコンセプト設定により、迂回するようなルート、直進するルート設定そのルートには理由がありました。それをお聞かせいただきたいと思って、質問をさせていただいております。よろしいですか。

（事業者） はい、ありがとうございます。浜名湖と弓張山地の間が非常に狭くて弓張山地の真ん中を超大トンネルを掘るのかという話にもつながってまいります。そうではなくて、やはり利便性だとかあとは経済性、あと総合的には当然、自然環境だとか生活環境も含めて考えなければいけませんが、そういったところを踏まえて、今は1キロのルート帯の幅でお示しをさせていただいております。今は大きく見れば、重なっておりますけれども、今後、細かなルートの選定をしていく段階で、このルート案というのは1本の幅30m程度のルートがいくつも検討される中で自然環境、生活環境にも配慮した検討を今後してまいります。そういうふうに御理解をいただければと思います。

（委員） それはわかります。そうではなくこの1、2、3ルート選定がかなり異なるように思います。

（事業者） 愛知県側でということですか。

（委員） そうです。この1、2、3についての比較検討のルート選定されたのかなということで、お伺いしたいと思いました。と申しますのは、配慮書にあります、住民やいろいろヒヤリングしたアンケート調査結果が載っております。道路が、生活面でも観光面でも経済活動面でも環境面でも、建設されることによって、意義があるというような事が書かれております。その中で地域課題を解決する事も書かれておりますが、この3案それぞれについて、どのようにとらまえて、この選定がされたのかということをお伺いしています。

（事業者） どう話しをすればいいかなかなか難しいんですけど、まずこの三河港というか、産業が発達しているこの三河港と、高速ネットワークをつなぐということに際して、後は三遠南信地域をしっかりと結ぶという中で、三ヶ日ジャンクションというのを一つのキーポイントとして設定しております。その中でどのルートを通るのかというふうな時に、確かに3案ってお示しをしておりますけれども、この静岡県側につきましては、さきほど申しました弓張山地と浜名湖という非常に狭い間の中を通っているので静岡県側については、重なった形になっております。

（委員） そうですね。

（事業者） ただし愛知県側につきましては、幅、平野部が非常に広くございますので、そこについては市街地を一部かすめてでも、そういうふうな形にした方がいいのか、いやまた本当にすべて市街地を回避するような形のほうが望ましいのか、あとは今ある道路を活用するやり方がいいのか、というようなそういう 3 案で設定をさせていただいているところです。

（委員） ありがとうございます。わかりました。

（会長） 他に御質問ございますでしょうか。はい、どうぞ、委員。

（委員） どこかで説明されていたのかもしれないですけども、この道路というのは全区間無料ですか。

（事業者） 現時点では未定です。

（委員） 未定なんですか。なぜ質問したかといいますと、遠回りしてお金をいっぱい払うのは嫌だなと思ったんですよ。自然や色々なことに考慮するのはとてもいいことだと思うんですが、せっかく作っても使う人がいなかったり、元が取れなかったり、料金がすごく高かったら、ものすごい損失になるんじゃないかなというふうに、そう思ってしまったわけなんです。

それで私、見過ごしたかもしれないのですが、案 3 として、一般国道 23 号を拡幅するというふうに書かれているんですが、既存のこの道路で一体どのくらいの車両数が通行しているのかをお聞きしたいのですが、既存のこの道路が活用、利用されていれば、経済効果とかいろいろあると思うんですが、今お持ちのデータで、一般国道 23 号の利用度というんですか、そういうのをちょっと教えていただきたいと思います。

（事業者） すみません、手持ちになかなかその交通量のデータがないですけども。

今ですね、この豊橋から静岡県との県境まで、国道 23 号が開通してございます。今、2 車線の道路で、順次 4 車線に拡幅している事業を行っております。2 車線では当然ながら朝夕はもう至る所で渋滞が発生しているという状況でございます。これを 4 車線に拡幅して今、渋滞解消を目指しておりますけれども、これが今ちょっと左側の点線でですね、先ほどお示ししましたこの資料を見ていただくと、国道 23 号をずっと静岡県からずっと西に、愛知県の名古屋のほうに向かうルートを見ていただくとまだ……と点線がございます。これが今、令

和6年度の開通を目標に目指しております。この道路が結局これからまだつながってまいります。これがつながってまいりますと、今でも渋滞しているのにさらなる渋滞が発生するということで、我々、2車線、渋滞しているところを4車線に拡幅したりしております。さらにここに三河港と東名が繋がる需要が発生するとですね、なかなかこれがさらに拡幅をしなければこの道路が機能しないという形になることから、6車線、8車線に拡幅するという案でお示ししているものでございます。

（委員） 影響はわかりましたので方法書とか次の段階に行くときにそれぞれの道路の利用状態とか、そういった詳しいデータを載せていただかないと、3案についての特徴とか、調査対象というのがわからなくなってしまうので、是非いろいろな交通量の調査はよくされているのでね、そういったことのデータも付け加えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

（事業者） ありがとうございます。

（会長） はい、ありがとうございます。ほかに、手が上がっています委員お願いします。

（副会長） 資料3の9番について、今いろいろ質問がありました3ルートに関してなんですけれども、お伺いしたところ、ルート選定は配慮書段階で実施しますと書いてあると言うことは、方法書にいく段階では既に決めているということなんですか。まず、そこをお願いします。

（事業者） 方法書の段階では1ルートに絞られた1キロ幅のルート帯1本という形でお示しをすることを予定しております。

（副会長） そうしますと、今質問がありました交通量調査等に関しては、方法書では既に遅いということになりますね。そこに行く前に、交通量に関する検討がなされてなければいけないということになると思いますけれども。それはされているけれども、今、手持ちがないということなんですか。

（事業者） 現在の交通量はおさえております。すみません、手持ちがなくて。

（副会長） それで9番の回答ですね、可能な限り環境に配慮しつつ政策目標を達成できるルートを選定と書いてありますけれども、この政策目標に関しては、事業の目標だと思いますので、この4つの政策目標は達成できていると思うんですけども、まず、それでよろしいんですか。

（事業者） それで結構です。

（副会長） そうするとですね、あとは環境の問題だと思うんですけども、先ほどから、コンセプトというお話もありましたけれども、政策目標を達成するという観点からであれば、どのルートが選ばれるべきなのか、それがだめで、環境面からの制約で、それが難しいようであればほかのルートを選ぶというのが本来の方法かなと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

（事業者） 御意見、ありがとうございます。当然、環境面に配慮というのも、当然やらなければいけないです。あとは、経済面というかコスト面というところも重要視しなければいけないと我々は考えております。先ほど有料・無料のお話もありましたが、その辺あたりは決まってはいませんが、事業費が大変かかって、車が通らないというような効果のない道路を作るわけにはいきませんので、その辺、費用対利益、費用対効果を含めて、検討しているところです。答えになっているでしょうか。

（副会長） 検討はされているかもしれないんですけども、その過程が全く見えないですね。このいただいた資料だけですと。先ほどから、いろいろ質問が出ていることは、3つのルートのコンセプトなり、今出ているコストであるとか、いろいろな利便とかですね、そのあたりが見えてこないの、わかりにくいということではないかなと思うんですね。そこのところはいかがなものでしょうか。

（事業者） なかなか、お答えになってないかもしれませんが、まず計画段階評価の段階で、先ほど私が申したコスト面だとかということも含めて、望ましいルートというのは選定されております。それはそれでされておりますが、今回はこの環境面というふうで見た時に、この配慮書という形で3案のルートをお示しして、御審議いただくというということで、資料として取りまとめたものでございます。

（副会長） わかりました。現段階でそれが理解できたとして、環境面だけに限ったとしても、この9番の質問というのは、何を重視して決定するのかということをお尋ねしていきまして、単にざっくりと、環境面でという言い方をされてもなかなかわかりにくいですね。

それで方法書の段階では、なんかよくわからないんだけど、ルートが決まっているということになるのでしょうか。

<沈黙 20 秒>

（事業者） すみません、本資料が確かにアセスと言うか環境だけに特化したというイメージで資料を各委員にお渡ししているのです、そのような御質問が出るというのは承知いたしました。計画段階評価の時のですね、資料等々も、すみません、遅ればせながらにはなりますけれども、事務局を通じてお渡しいただいて、御確認いただければと思います。

（副会長） わかりました。それを是非読ませていただきたいと思います。

（事業者） はい、承知いたしました。

（会長） はい、ありがとうございます。他にございますか。私からよろしいでしょうか。細かな項目に関することになるかもしれないし、もしかしたら、この配慮書段階ではそこまでは、ということになるかもしれませんが、もしそういうことであれば是非、御指摘いただきたいと思いますけれども、私は配慮書の経験はそんなにあるわけではありませんが、今回出していただいた配慮書のイメージと私が思っていた配慮書のイメージが少し乖離があるように感じたんですね。それは何故かという、後ろのほうにいっぱい配慮すべき事項の調査結果の図面、例えば35頁とか27頁とか社会的状況とか自然的状況を含めて示されているんですけども、確かにすべての項目を1枚の図面に落とす、これはたしかに十分必要なことかもしれないんですが、この図面は、物理的な分布図としか読めないというのが僕の率直な感想なんです。

他の委員から例えば、先ほどの質問のところの11番に、チョコレート褐色土とか暗赤色土壌というのがレッドデータ土壌で重要な土壌で抽出されているとなっていますけれども、このチョコレート褐色土とか暗赤色土壌というのが何を意味していて、それがどういうふうにこの自然環境の配慮に結び付くかとい

うようなところというのは、御検討されているのかどうかというのはちょっとわからない、この文章からは読めないです。

というのは、ここから先はちょっと違うかもしれませんが、私の理解は、今回のルート沿いというのは遠江と三河をつなぐ歴史上重要な弓張山地というところに位置付けられている、そしてそのために、いろんな歴史的な神社や仏閣やそういうものがあって、その背景として、ウォーキングコースとかハイキングコースとか、自然と人との触れ合いの活動の場というようなものが設定されている。したがってそこに道路を通すということは、そういう歴史や文化や背景を持ったところに影響を及ぼす、つまり人と自然との触れ合いという文化に影響を及ぼす、そういうことに配慮すべきである。

それから引佐ジャンクションから、静岡県側の多くは、我々が知っている限り蛇紋岩という特殊な地質土壌とその蛇紋岩からできる超塩基性土壌、暗赤色土壌の分布する地域である、その暗赤色土壌の上には、特殊な蛇紋岩植生というのがある。同じように、蛇紋岩と同じように石灰岩地域も塩基性岩であって、静岡県西部の今回のルート沿いのところには、そういう特殊な地質、地形・地質、土壌、植生・植物が分布する地域になっている。従って、例えば蛇紋岩地域で法面が出たときにそこを緑化しようと思うと、いろいろな難しい問題が出てくる。つまり、どんな種を緑化に選ぶのか、どういう方法で緑化するのか、道路の構造とか、法面の作り方まで実は影響を及ぼす、つまりそういうことの繋がりを、十分承知の上で今回のことに配慮すべきではないかと。こういうようなことが、この配慮書の中に盛り込まれて当然ではなかったのかなと思います。それは別に現地調査をしなくても、資料の範囲で十分把握できる。そういうことが、配慮書の中には全く見られなくて、地形、地質、土壌で言えば重要なものはチョコレート褐色土壌があって暗赤色土壌が分布しています、ここです、植物はこういう貴重なものがある、ここです、湿地にはこういうものがあるけど、ここですと単純に図示されているだけです。湿地一つにしたって、湿地を維持しているのは地形や水の動きなわけですよね。地形図もなし、水がどう流れているかも分からず、湿地とただ道路、湿地と道路の距離だけが平面的にここに示されている、そういう状況の中で、どういうふうに環境配慮をしようとしているのかという、それこそさっき先生が言われたコンセプトが、そういうコンセプトが、この配慮書の中から読み取りにくいと言いますか、僕は読み取れないんですよ。

それはおいおい、確かに方法書、準備書を作っていく段階で明らかになることなんですけれども、実は今回、いま言ったようなことを、事業主さんが承知しているということがすごく重要だと僕は理解しているんです。この最初の段階で。後からだともう取り返しはつきませんよね。ルートも決まっている、構

造も決まっている。後からそういうことだったという話しになっても、なんかもう配慮はできないわけですから。今の段階でそういうことを事業主さんが承知しているということが実は、すごく重要なんじゃないかと。そういう視点で考えると、この配慮書の、今出てきているものは、やっぱり、資料は多分あるんだろうと思うので、まだ説明が十分、我々のところには、届いていないなというふうに思います。このアセスの手続きの流れとして、フィードバックの流れはないというのが従来から言われていることなので、是非、我々のそういう思いを、方法書を作る段階で、現地調査の方法とか頻度とか中身に是非生かしてもらいたいというふうに私自身は思いました。

それから委員から、今日ちょっと出られないのでということで、文書いただいておりますので、ちょっと先に読み上げたいと思います。昆虫について、動物についてです。

（事務局） 先生が入られました。

（会長） そうですか。先生、どうでしょうか。今、先生からの御意見を読もうかと思いましたが直接、先生からお伝えいただくのが一番、ダイレクトでよろしいかと思えますけれども。

（委員） 遅れて申し訳ありません。この間メールで簡単に御意見したんですけれども、前回の回答をいただいた時に、動物の重要な種というのをプロットした図をいただいているんですね。例えば昆虫だとかハッチョウトンボだとかベッコウトンボとか。生息の確認されているところのポイントが書かれていますが、昆虫とかほかの動物なんかもそうなんですけども、ピンポイントで生息しているだけではなくて、ポイントとポイント、いわゆるメタ個体群と言いますが、移動があって、それで遺伝的多様性が維持されているというところもありますので、特に道路をつくるときに結構そういう移動が分断されるということがありますので、これからいろいろ調査をされるということでしょうけれども、ポイントで抑えるのではなくて、そういう移動経路、そういったことにも配慮して計画を進めていただきたいなと。先ほど会長が言われていましたこの地域の蛇紋岩のところだと、ヒメヒカゲというのが、生息地がちょっと外れて宇利峠というところになりますけれども、蛇紋岩のああいいう特殊な場所では、ヒメヒカゲ、かなり今はいなくなってしまった蝶ですけども、そういったものも移動している可能性がありますので、そういった移動ということにもちゃんと配慮していただきたいということを一言、お願いをしておきます。以上です。

（会長） ありがとうございます。よろしいでしょうか。事業主さん。

（事業者） 今のは、ポイントではなく面的に、ちゃんと移動という視点をとらえてしっかり調査しなさいよという御指摘だったと思います。事業者としてしっかり対処してまいりたいと思います。

（会長） よろしくをお願いします。先ほどちょっと言い忘れましたけれども、植物でいうとこの地域というのは、伊勢湾周辺要素という特殊な植物の分布域の一番東の端、それからソハヤキ要素の植物という中央構造線沿いに出てくる植物の分布域の一番東の端で、植物、地形上の非常に重要な場所であるのですね。そういうのは多分、資料上では全部わかっている話だと思いますので是非、調査にもそういうものを加えていただければと思います。

それから湿地についても、葦毛湿原とか、全国的に名前の知られた湿原、植物もございます。そうするとそこに対する水がどういうふうに流れるからそれが維持される、維持されないということはとても重要な要素だと思いますので、そういう個別の要素と別の要素との連関、生態系ということになるのかもしれませんが、そういったことへの配慮みたいなものも是非よろしくお願いしたいなと思いました。

他にございますか。

（会長） ほかによろしいでしょうか。会場の先生はよろしいですか。はい、特にこれ以上ないようでしたら、事業者さんとの質疑応答はここまでとさせていただきます。長時間にわたってありがとうございました。いったん事務局にお返し致します。

（事務局） ありがとうございました。事業者の皆様にはここで退席いただきます。ありがとうございました。

< 事業者退席 >

（事務局） ではここで 10 分ほど休憩をさせていただきます。15 時 10 分に再開させていただきます。

< 休憩 >

Ⅲ 答申の調製

（事務局） それでは引き続き会議のほう、お願いします。

（会長） それでは今日のうちに答申案をまとめなければいけませんので、これから少しお時間をいただいて、まとめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それで皆さんからいろいろ御意見をいただくと時間もかかるので、事務局案を作っていました。それに私も少し先に意見を加えさせていただきながら、事務局案を作成させていただいて、それを確認しながら、不足の部分、御意見がいただける部分については修正をしていくという形で、進めさせていただきたいと考えております。

では答申の調製につきまして、審議を始めたいと思いますので、まず事務局から案の内容について説明をよろしくお願いいたします。

（事務局） 事務局でございます。説明に入らせていただきます。座って失礼いたします。

まず資料についてですけれども、答申案につきましては、資料5とその調製表でございます資料6、A3の資料をもちいて説明をさせていただきます。

まず資料6で御説明をさせていただきたいと思いますが、まず資料の見方ですが、一番左に番号を振っております、1、2、3と振っております。その隣にアセス委員からの御意見、それに対する事業者の見解、それから庁内関係課の意見、それに対する事業者の見解、としております。一番右側に答申案をつけさせていただいております。参考とした御意見に対応する形で、答申案を作成しているという形になっております。

まず順番に説明させていただきます。

一つ目、全般的事項でございますが、こちら1番から14番までの御意見を参考に作成させていただいております。本当にポイントを絞って説明させていただきますけれども、これについては、一つ目は環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、適切に方法書以降でも選定すること、また最新の文献、データ及び知見を踏まえ調査などを行う具体的な地域や期間などを記載するとともに、参考とした文献などを事業実施区域及びその周辺の地域概況の詳細な情報なども記載すること、ということとしております。

こちらの参考とした御意見についてなんですけれども、アセス委員からは1番の今泉先生の項目に関する御意見を頂いております。また庁内関係課からは1番で生活環境課から方法書には項目を選定したうえで調査、予測及び評価の手法を選定することと、また2番では生活環境課より文献調査を踏まえて、具体的に調査手法の場所及び期間を示すこと、の意見から参考に作っております。また次の頁、10番の吉崎会長からの御意見、周辺の情報が大変不足しているという御意見をいただいておりますので、こちらを参考とさせていただきました。また11番と12番、岡田委員、秋山委員からは、文献や資料が古いという御指摘をいただいておりますので、答申案に盛り込んでおります。

全般事項については以上でございます。

次に3頁目になりますが、2つ目、ルート選定についての意見となっております。こちらルートの選定を含む事業計画の検討にあたっては、生活環境や自然環境の影響を極力回避及び低減すること、また方法書にはルート選定の過程及び理由を記載すること、という意見となっております。

こちらは15番から22番までの御意見を参考にさせていただきます。アセス委員からは、15番、森下委員からのルート帯の選定にあたっての御意見ですとか、19番、20番、21番、秋山委員、岡田委員からも、ルート選定にあたっての御意見をいただいております。また庁内関係課よりも、15番、生活環境課の御意見、17番も同じように生活環境課の意見、また18番自然保護課からの具体的なルート選定にあたっては慎重な検討をお願いしたいという意見をいただいておりますので、参考としております。

次に4頁目でございます。全般的事項の3つ目の意見なんですけれども、こちらは特にアセス委員、関係各課からの意見というところではないんですけれども、事務局案といたしまして、本事業を進めるにあたっては、地域住民に対してルート選定をした事業計画の概要、環境影響について参考とした文献などを用いてわかりやすく情報を提供するとともに行うこと、という意見となっております。

次に個別事項に入ります。個別事項につきましては、こちらの項目の名称なんですけれども、道路アセス省令別表1、A3の長いものですね、こちらの項目に一致させるような形をとらせていただいております。では、具体的な中身に入ってまいります。

1 つ目、大気環境ですけれども、こちらについては、アセス委員からは、24 番、岡田委員からの大気、騒音に関する御意見、また庁内関係課からも生活環境課から大気関係の調査手法、時期、場所、頻度を示すことという意見をいただいております。このため方法書においては、大気質、騒音及び振動を、環境影響評価の項目として選定すること、という意見とさせていただいております。

次に水環境です。こちらについては、26 番から 30 番の意見を参考に作成しております。こちらは本事業のトンネル掘削などによる濁水の発生による水質の変化ですとか、水生生物の影響に懸念があることから、方法書においては水環境を項目として選定し、影響範囲を想定したうえで調査地点を決めること、という内容になっております。これについてはアセス委員からは、26 番、今泉委員からの御意見ですとか、27 番、斎藤委員からの御意見を参考にさせていただいております。なお庁内関係課からは、26 番の水利用課の意見、生活環境課からもトンネル湧水の影響への意見など参考にさせていただいております。

次に 5 頁目です。3 地形及び地質についての意見とさせていただいております。こちらは 31 から 35 番までの意見を参考としております。先ほど会長から御意見がありましたとおり、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壤があること、また大型ほ乳類の化石が発見された貴重な地域が含まれるということ、ということから、重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するために具体的な調査等の手法、場所及び時期を記載することという意見とさせていただいております。

こちらについては、主にアセス委員は森下委員から 31、32、33 と御意見をいただいております。庁内関係課、生活環境課からは、34 番にありますとおり、浜名湖周辺ではナウマンゾウ等の化石が発見されているということ、これらを参考にして、意見とさせていただいております。

次に 4 番、動物・植物・生態系について。こちら頁がまたがってしまいますが、36 番から 46 番までたくさんの御意見をいただいております。こちらを参考にして作らせていただいております。こちら動物・植物・生態系については、アとイというふうに 2 つに分けさせていただいておりますが、

アについては、先ほども会長からありましたとおり、特殊な土壤には地域特有の植生が成立している可能性があるといったことですか、あと調査対象とする種を明示するとともに、生息、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期、頻度を掲載すること、というふうな意見となっております。

動植物については、38 番の坂東委員からの御意見ほか 41 番の岡田委員からの御意見、こういった懸念事項の御意見を参考としております。あと庁内関係課からも、36 番、自然保護課からはレッドデータブック掲載種の生育、生息環境を保全するような事業計画としてほしいというような意見、また生活環境課からは 37 番において、動植物の関係の御意見をいただいております。

次にイの意見なんですけれども、こちらは豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルートには県指定天然記念物であるトキワマンサクが存在していることから、事業の実施や群生地に及ぼす影響を回避することという強めの意見となっております。こちらについては 42 番、文化財課からの意見でありますとおり、こちらは影響を軽減するのみでは不十分であり、回避をするよう検討するという意見をいただいておりますので、このような内容となっております。

続いて 7 頁目でございます。

1 つ目、景観の部分です。こちらについては、名勝「浜名湖」であつたり三ヶ日みかんの栽培が行われているという地域特性も踏まえた内容となっております。こういった地域独自の景観を形成していることから、方法書には事業の実施が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査手法などを記載することを求めています。こちらについては関係課からの意見をいただいておりますので、参考といたしております。

6 番の廃棄物等。こちらについては、関係課の技術調査課から意見をいただいておりますとおり、建設発生土、建設副産物は可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図る必要があるということから廃棄物をアセスの項目として選定することという意見とさせていただきます。

最後に、その他でございます。先ほど会長からお話、御意見がありましたとおり、事業実施区域及びその周辺には史跡、遺跡、古墳群等がたくさん確認されているうえ、埋蔵文化財法包蔵地が広く分布していることから、事業計画の検討にあたっては、こちらの史跡等の存在に配慮すること、というふうな意見となっております。

答申案のポイントについては以上の説明となります。

(会長) はい、ありがとうございます。どうでしょうか。今の…A 3 についての御意見をいただきながら仕上げましょうか。

（事務局） そうですね。はい、また私から読み上げさせていただきます。

（会長） では、A 3 の…先にですね、今説明いただいた内容が最終的な答申案になっていくんですが、このA 3 版の資料 6、一番右側の答申案のところですね。具体的に、もし意見や修正案とか、ありましたら、まず御発言をいただこうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（事務局） 1 から順番に説明していこうかと思いますが…

（会長） そうでしょうか。

（事務局） わかりました。全般的事項、1 番について、お願いいたします。

（会長） せっかくだから、「はじめに」から行きますか。

（事務局） 分かりました。「はじめに」から、読み上げさせていただきます。

（会長） 皆さんのところには、手元には届いてないんですよね。

（事務局） こちらは入っております。

（会長） ウェブの方も。

（事務局） 入っております。

（会長） 皆さんのところに資料 5、答申案というのが行っているかと思いますが、それを見ながら、御確認をお願いします。まず最初の頁の「はじめに」というところをいま読み上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

（事務局） <読み上げ>「はじめに」。浜松湖西豊橋道路（以下、本事業という）は、静岡県浜松市北区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約 26 km から 31 km の一般国道である。本事業により東名高速道路三ヶ日 JCT と愛知県豊橋市の三河港区域を連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道 23 号）等と合わせて、広域道路ネットワークを形成するものである。

本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、起点を静岡県浜松市、終点を愛知県豊橋市として、経済面、社会面、地形・地質条件、自然環境、生活環境などを踏まえて、「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート（約 29 km）」、「新所原市街地の東側を通過するルート（約 29 km）」、「新所原市街地の東側を通過し、一部国道 23 号を拡幅するルート（約 31 km）」の 3 ルート帯が複数案として設定されている。

自然的状況として、本県における事業実施想定区域（以下「事業実施区域」という。）及びその周辺は、浜名湖県立自然公園に指定されているほか、猪鼻湖や松見ヶ浦等の水域を含め、鳥獣保護区に指定された区域が存在する。また、動植物に関しては、事業実施区域に環境省や静岡県のレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある貴重な種が生息、生育するとされている上、「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」には県指定天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地が存在している。加えて、事業実施区域及びその周辺は、浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名称「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。

社会的状況として、三ヶ日 JCT 周辺は本県の特産の一つである「三ヶ日みかん」の栽培をはじめとした農業が盛んである。また、通過ルートとなる湖西市の人口集中区域には、住宅以外にも学校、保育所、病院など住民生活に必要な施設が点在しており、県境付近には産業集積地も存在している。なお、湖西市内には、国指定特別史跡である新居関所跡などの歴史的な史跡や文化財も多数存在している。

このため、事業者に対して専門家や住民からは本事業の実施により、これらの自然環境や住民の生活環境、優れた眺望景観等に影響が及ぶことを懸念する多数の声が上がっている。そこでこうした自然的状況を、社会的状況を及び住民等の意見を踏まえたうえで、本事業の実施による自然環境や住民の生活環境等への影響について、回避または低減を図ることが重要である。このことから今後、事業者が、本事業の具体的な事業計画の検討や環境影響評価手続きを行う上で、配慮すべき事項等について意見するものである。

（会長） はい、ありがとうございました。まずは「はじめに」について、もちろん後から御意見をいただいても結構ですが、今の段階で修正した方がいい、若しくは確認したいという御発言がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

<発言なし>

（会長）「このため」というところに1行空白があった方がいい？なくてもいい？

（事務局）なくてもいいです。

（会長）はい、特に手が挙がっていないですかね。そちらからはわかりませんか。

（事務局）挙がっていないようです。

（会長）挙がっていないですか。はい、特に挙がっていないようですので、続きまして、全般的事項のところをお願いします。

（事務局）＜読み上げ＞全般的事項1、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日建設省令第10号）や本意見を踏まえ、適切に選定すること。また、環境影響評価方法書等（以下「方法書」という。）には、最新の文献、データ及び知見を踏まえ、調査等を行う具体的な地域、地点及び期間等を記載するとともに、参考とした文献等や事業実施区域及びその周辺の地域外協の詳細な状況も記載すること。

2 配慮書で示されたルート案には、自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息、生育地等の環境の保全上、重要な地域が存在し、また保育所、小学校、中学校、社会福祉施設、病院等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、ルートの選定を含む事業計画の検討に当たっては、これらへの影響を極力回避又は低減すること。また、方法書にはルート選定の過程及び理由を記載すること。

3 本事業を進めるに当たっては、地域住民に対し、ルート選定をはじめとした本事業の計画概要と環境影響等について、参考とした文献等を用いてわかりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。

（会長）はい、ありがとうございました。この全般的事項についていかがでしょうか。修正意見とか、提案とかございますか。

<発言なし>

（会長） 特にないようですので、続けさせていただきます。次、個別事項をお願いします。

（事務局） <読み上げ>個別事項 1 大気環境、 本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、騒音及び振動による自然環境や生活環境への影響が懸念されることから、方法書においては、大気質、騒音及び振動を環境影響評価の項目として選定すること。

（会長） はい、いいですよ、続けて。地形・地質まで一気にいってください。

（事務局） はい、わかりました。2 水環境、本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、方法書においては、「水環境」を環境影響評価の項目として選定し、影響範囲を想定した上で調査地点を示すこと。

3 地形及び地質、事業実施区域及びその周辺には、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壌や大型哺乳類等の化石が発掘された貴重な地域が含まれることから、方法書には事業の実施が重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期を記載すること。

（会長） はい、ありがとうございます。この部分、いかがですか。これは、水環境というのは水質だけ考えればいいのか、水量というか、そういうのはどこで扱えばよいですか。

（事務局） はい、今の水環境の一番冒頭のところに、トンネル掘削等による周囲の河川の流量と言うことで一応ここ、あと地下水の水位と言うことで、この水環境の項目の中で流量についても合わせて触れるということで、位置づけとしては考えています。

（会長） そういうことも含めて水質の変化というのかな。

（事務局） そうですね。水環境を入れたところに、流量を区分した方がわかりやすいかなということで、そういう形で入れています。

（会長） わかりました。なるほど。

（事務局） すみません、補足をさせていただきます。資料のナンバーは付いていないんですけれども、ホッチキスで止めてあります省令の本文があるかと思うんですけれども、平成10年建設省第10号、お配りした資料の中に入っている資料になります。そちらの2頁目のところで、1頁目のほうから続きまして、項目の選定の内容があるんですけれども、ロの水環境のところに(3)番で、地下水の水質及び水位、で、(4)で1から3にかかっているもののほか、水環境にかかる要素がありますので、こちらに入れて問題がないかと思っています。

（会長） この水環境をここに入れて問題がないということ。

（事務局） はい。

（会長） ありがとうございます。1 大気環境、2 水環境、3 地形・地質ですけれども、皆さんから何か修正意見や提案がございますか。

<発言なし>

（会長） 特に挙がっていないようですので、続きまして、動植物生態系、景観ですかね、4番、5番お願いします。

（事務局） 4 動物・植物・生態系。

ア、事業実施区域及びその周辺には静岡県レッドデータブックに掲載されている重要な動植物が多数、生息、生育しているうえ、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壌には地域特有の植生が成立している可能性があることから、方法書には調査対象とする書を明示するとともに、生息、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法を、場所、時期及び頻度を記載すること。

イ豊橋市街地二川市街地の中間を通過するルートには県指定天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地が存在していることから、事業の実施が群生地に及ぼす影響を回避すること。

5 景観。事業実施区域及びその周辺は浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また三ヶ日みかんの栽培が行われているという地域独自の景観を形成していることから、方法書には事業の実施が

景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

（会長） はい、ありがとうございます。これ、さっきは、先生の御発言を入れると。

（事務局） 先生が手を挙げています。

（会長） これも加えるということですね。先生、お願いします。

（委員） 先ほどちょっとお話ししたんですが、蛇紋岩特有の植生が成立している可能性があることからというところに…可能性があることや、それに伴う昆虫類の生息の可能性があることから、要は植生だけではなくて昆虫類もということで、…伴う昆虫類の、生息の可能性があることから、方法書には…。

（会長） 動物という書き方でもよろしいですか。

（委員） 動物でもいいです。もちろん。はい。

（会長） …成立し、かな。それに伴う動物の、生息の可能性があることから…。先生これでよろしいですか。それに伴う動物の生息の可能性、なんか入れますか。

（委員） 蛇紋岩のところの…

（会長） その可能性のある、特徴あるところの動物とか…

（委員） そうですね。特徴的な。

（会長） 特徴的な、動物の生息の可能性があることから。これならよろしいですかね。

（委員） あと、移動のことも是非入れておいてもらいたいと思うので、その最後の、記載することの後ろにですね、特に昆虫や魚類は…特に動物は移動についても考慮すること、という風に。…動物は、で、いいのかな、動物は移動についても考慮することでもいいか。結構、微妙なところを通るんですね。

（会長）特に動物は生息地間の移動とか、そういう表現でいいですか。

（委員）そうですね。生息地間の。

（会長）生息地間の移動に考慮することとか。この表現がいいですかね。

（委員）はい。

（会長）はい、ありがとうございます。

（委員）はい。よろしくお願いします。

（会長）はい、他に御意見ございますか。いらっしゃらない。いらっしゃらないようですので、最後に、廃棄物とその他を読んでください。

（委員）景観からよろしいですか。景観の項目では、意見しておりませんが、今ここに1、2、3行目、三ヶ日みかんの栽培が行われている、そして、先ほどこから先生もおっしゃられる、歴史的文化的資源が多い地区であり、大変古くから由緒ある場所であるので、その調査および文化的景観の調査を行ってほしい。眺望地点の調査を行ってほしいという文言を、入れていただきたい。

（会長）眺望景観の調査は僕は大丈夫だと思うんですけど、歴史文化的調査というのはどうか。

（委員）ここのところに入れるのか、「その他」に。

（会長）実は僕は最初は、人と自然との触れ合いかなと思って。

（委員）その項目がありません。

（会長）その他のところで、それらしきことを入れていただいているんですよ。文化景観みたいなのは景観の中で扱っていいですか。

（委員）世界遺産では、先生おっしゃるように人とふれあいの場ですが、その項目が今ここにはないので。

（会長）静岡県条例だと埋蔵文化財とか文化財を扱うんですけど、法アセスにはこの項目がなくて、どうしようかちょっと悩んだんですけど。

（委員）その他の項目に入っていますが、景観の文化的景観というところ。みかんの後です。みかんの行われている、このところで、営みというのが語られました。歴史文化的なエリアであるということを捉えてください。

（会長）当該地域は、ということですか。 当該地域は歴史…

（委員）当該地域は歴史的文化的資源が多く点在し、その調査を行うこと。それと眺望地点の調査です。

（会長）歴史的文化的資源が多く。

（委員）資源及び…眺望地点も多いんです、地域独自の景観を形成しているということ。

（会長）それらに基づく、それらを特徴とする眺望地点。

（委員）眺望地点は多分それだけではなくて点ですよ、歴史的文化的資源というのは、眺望地点も点ですね、そういったことで、それらをたず、存在する地域独自の景観を形成している。それ全般を方法書に入れてください。いかがでしょうか。

（会長）はい、ありがとうございます。ほかによろしいですか。一応、今最後まで行きましたので、もう一回ちょっと初めに戻っていただいて、「はじめに」から今の7まで通して…

（事務局）会長、まだ5頁が。

（会長）5頁がまだ読んでないでしたっけ。 すみません、6番、7番、お願いします。

（事務局） ＜読み上げ＞ 6 廃棄物等。建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物は、可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図る必要があることから、方法書においては「廃棄物等」を環境影響評価の項目として選定すること。

7 その他、事業実施区域及びその周辺には、史跡、遺跡、古墳群等が多数を確認されている上、埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業計画の検討に当たっては、これらの史跡等の存在に配慮すること。

（会長） はい、ありがとうございます。この6番7番について、御意見、提案等ございますか。

はい、特に手が挙がっていないようですので、

今読み上げた「はじめに」から、この7番まで、どこの場所でも結構ですので、もし修正意見や提案等ございましたら、御発言よろしくお願いします。

＜発言なし＞

（会長） どうでしょう、よろしいですかね。はい、特に意見がなさそうなので、答申案については、これで、一部修正して、仕上げさせていただきたいというふうに思います。先ほど一部修正等ございましたので、表現等もう一度全体を調整をさせていただいて、修正と細かな調整があるかもしれませんけれども、この先は会長である私に一任をいただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員） よろしく願いいたします。

（会長） 特に反対の御意見がなさそうですので、この方向で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは事務局へ進行をお返し致します。

（事務局） 御審議ありがとうございました。答申における表現につきましては、事務局が会長と調整させていただきます。

IV 閉会

（事務局） 最後に事務局から連絡事項を申し上げます。次回の審査会では伊豆市から河津町区間における伊豆縦貫道路に係る準備書の御審議をしていただき

ます。次回は4月下旬または連休明けの5月上旬に開催する予定となっておりますので、また日程等改めて御連絡させていただきます。なお伊豆縦貫道路の準備書につきましては、合計3回の開催を考えております。よろしくお願いいたします。

（会長） これすごい量なんですけど、持ってこれないですね。どうしたらいいですかね。

（事務局） 予備がありますので、事務局で用意します。

それでは連絡は以上となります。

それでは令和3年度第8回静岡県環境影響審査会を閉会いたします。長い時間にわたりありがとうございました。

（会長） どうもお疲れ様でした。